

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会委員会設置及び運営に関する規程

昭和61年6月23日

規程 第 4 号

第1条 この規程は、定款第20条第3項の規定に基づき、委員会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会の名称及び分掌事項は次のとおりとする。

2 総合企画委員会

- (1) 福祉総合計画の樹立及び活動推進並びに協力団体との連絡提携に関すること
- (2) 福祉全般に関する調査及び研究に関すること

3 予算対策委員会

- (1) 社会福祉協議会の財政について、財源確保対策並びに予算編成等財政全般にわたる総合計画の樹立に関すること

4 広報委員会

- (1) 広報誌の編集発行に関すること
- (2) その他、啓蒙活動に関すること

5 「森と緑の町づくりを進める会」記念事業実行委員会

- (1) 記念事業実施計画の策定及び予算に関すること
- (2) 記念事業実施に関すること

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、社協の理事、評議員及び社協会長が必要を認めた者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員が互選する。

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 委員が会議に出席し、職務のため出張したときは費用弁償又は旅費を支給することができるものとする。

第9条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。